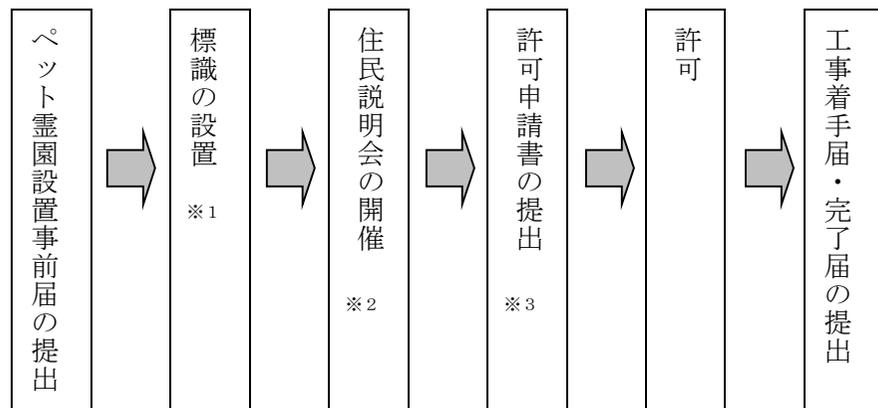


ペット霊園を設置する方へ

相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の 保全に関する条例に基づく手続の概要

相模原市内でペット霊園（墳墓、納骨堂、火葬施設（火葬車両を含む。))を設置しようとする場合には、許可が必要となります。

ペット霊園の設置手続の流れ



- ※¹ 標識の設置は、許可申請の 60 日前までに行わなければなりません。
- ※² 住民説明会は、許可申請の 30 日前までに開催しなければなりません。
- ※³ 許可申請の際には許可申請手数料を市が発行する納入通知書でお支払いください。(支払い可能な金融機関は納入通知書に記載されています)
- (設置の許可)
火葬施設がある場合 48,000 円、火葬施設がない場合 32,000 円
- (変更の許可)
火葬施設がある場合 38,000 円、火葬施設がない場合 22,000 円

ペット霊園を設置する場合の基準

- 設置場所の基準
 - (1) 申請者が所有する土地であること。
 - (2) ペット霊園の区域の境界線と住宅等との水平距離が 50m以上（火葬施設を設置する場合には 100m以上）離れていること。
- 構造設備等の基準
 - (1) 墳墓は、ペットの焼骨を埋蔵するものであること。
 - (2) 火葬施設の構造（主なもの）
 - ア 火葬炉
 - ・一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室又はこれと同等以上の効果を有する設備とすること。
 - ・炉内温度計を設置すること。
 - ・燃焼ガスの温度が 800℃以上で燃焼できるものであること。
 - イ サイクロン若しくは洗浄集じん装置を設置すること。
- 駐車場の基準
 墳墓の区画数、納骨堂の収蔵数が 100 以下の場合には 2 台、100 を超える場合は区画数に応じた数の自動車駐車場を設置すること。
- 緑地の基準
 ペット霊園の面積の 20%以上とすること。

*詳細については、条例及び規則をご確認ください。

問い合わせ先

相模原市環境経済局環境部
環境保全課（緑区の橋本・大沢地区、中央区、南区）
〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
電話 042-769-8241（直通）

津久井地域環境課（緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区）
〒252-5172 相模原市緑区中野 633
電話 042-780-1404（直通）